

# 消防の動き



平成20年  
1月号

No. 442

- 平成19年版 消防白書 要旨
- 「平成19年度救助技術の高度化等検討会」の発足
- 「国民保護における避難施設の機能に関する検討会」の開催
- 「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会」の発足

FDMA  
住民とともに

総務省消防庁  
Fire and Disaster Management Agency



「第54回文化財防火デー」広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

# 年 頭 の 辞



消防庁長官 荒木 慶司

平成20年の新春を迎えるに当たり、全国の消防関係者の皆様に謹んで年頭のごあいさつを申し上げますとともに、昼夜を問わず消防防災活動に御尽力いただいていることに対して心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。

我が国の消防は、昭和23年3月7日に消防組織法が施行され、市町村消防の原則に基づく自治体消防として発足して以来、間もなく60周年を迎えます。この間、関係各位のたゆまぬ御尽力の積み重ねにより、制度、体制、技術等各般にわたり着実な発展を遂げ、国際的にみましても高い水準を有しており、国民の安心・安全の確保に大きな役割を果たしております。

しかし、災害列島ともいわれます我が国においては、地震や台風による集中豪雨等の自然災害によって、毎年のように各地に大きな被害がもたらされていますし、火災や危険物による大規模な事故等も後を絶ちません。昨年の能登半島地震や新潟県中越沖地震は記憶に新しいところであり、全国どこでも大規模地震が発生する可能性を有しております。また、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性が指摘され、国際的な緊張が高まる中でテロ災害の発生も懸念されているところです。

このような中、大規模災害や事故、テロ災害等に揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を維持向上させていくためには、全国的、広域的な見地から消防防災・危機管理体制の充実を図るとともに、行政と住民が一体となって地域の消防防災力を強化していく必要があります。

このため、消防庁では、消防体制の整備及び確立を図ることを目的とした改正消防組織法及び市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づき、消防の広域化を積極的に推進してまいります。

また、昨年6月に改正された消防法に基づく民間事業所における自衛消防力の確保の促進や危険物事故防止対策の充実強化、緊急消防援助隊の充実と機動力の強化や被災地情報の収集能力の向上、特別高度救助隊・高度救助隊や国民保護体制の充実強化等、大規模災害やテロ災害に対する備えの強化に取り組んでおります。

一方、地域防災に重要な消防団の充実強化を図るため、消防団協力事業所表示制度の導入及び自衛消防組織の消防団への加入促進、消防団員確保アドバイザーの派遣など、引き続き、消防団の充実強化に係る様々な政策を推進し、消防団員の確保に全力で取り組んでまいります。

さらに、救急車の適正な利用の推進等の救急需要対策や、平成18年まで4年連続して1,000人を超えている住宅火災による犠牲者の減少に向け、住宅用火災警報器の設置等の住宅防火対策を含めた防火安全対策等も一層推進し、総合的な消防防災対策を積極的に展開してまいります。

皆様方におかれましては、我が国の消防の更なる発展と、国民が安心して暮らせる安全な地域づくりのために、より一層の御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

皆様方のますますの御健勝と御発展を祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。



# 平成19年版 消防白書 要旨

総務課

平成19年版消防白書が、平成19年12月18日の閣議報告を経て公表されました。ここでは、「特集」、「トピックス I～IV」を中心に、白書のポイントを紹介します。

主な統計数値については、P.9をご覧ください。

また、白書全文については、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp>) でもご覧になれます。

## 特集 切迫する大地震

～それに立ち向かう施策とは～

### 1. はじめに

「東海地震」、「東南海・南海地震」、「首都直下地震」など、大地震の切迫性が指摘されている。また、阪神・淡路大震災（平成7年）のように、大きな被害をもたらす地震が、全国どこでも起こりうるとされており、平成19年も能登半島地震（3月）、新潟県中越沖地震（7月）が立て続けに発生している。

切迫する大地震に立ち向かうため、国を挙げて地震対策が進められている中、消防庁では、次のような取組を進めている。

### 2. 防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進

災害応急対策の実施拠点となる庁舎、消防署等や避難所となる学校等の防災拠点となる公共施設等の耐震化は、当該施設を利用する住民等の安全確保を図るとともに、地方公共団体の円滑な災害応急対策の実施を確保する観点からも、極めて緊急かつ重要な課題である。

しかしながら、その耐震率は、平成18年度末の見込みで59.6%となっており、いまだ十分に耐震化されているとは言えない。

そこで、消防庁は、地方債・地方交付税による財政支援により公共施設等耐震化事業の一層の促進を目指すほか、新たに耐震改修の前提として必要な耐震診断経費について地方交付税措置を講じることとしている。

また、「頑張る地方応援プログラム」において、家具転倒防止など地域における自主防災の取組などを進める「安心・安全なまちづくりプロジェクト」を例示し、その取組のための経費について地方交付税により支援することとしている。

### 3. 災害時における消防と医療の連携の推進

#### (1) 消防と医療の連携の必要性

JR西日本福知山線列車事故（平成17年）の際の消防と医療の連携による大きな効果が注目されるなど、消防と医療の連携が望まれている。

消防庁では、災害現場における消防機関と医療機関の

連携についての有用性を整理し、両機関が共通の認識を共有できるよう、救急救助活動と災害現場における医療活動との具体的な連携方策を検討し、連携マニュアル（評価指標）を作成するなど、災害時における両機関の連携の推進を図っている。

#### (2) 連携の進め方

災害時に消防と医療が円滑に連携するためには、連携を要する事項を発災からの活動を時系列を追って具体的に確認することが重要であり、連携の現状を理解し、不十分な部分について検討・改善していくことが求められる。

また、災害時には、災害拠点病院の医療救護チームや医師会その他の病院関係団体に加え、災害派遣医療チーム（DMAT）など多様な医療チームが活躍している。

特にドクターヘリについては、平成19年6月の「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」の制定を機に、その導入が促進されており、消防機関と医療機関との連携協力について一層の強化を図ることが重要となっている。

なお、災害時には、警察や自衛隊、発災地周辺の住民や民間機関等との協働も考えられ、そのような場合にも、互いに連絡調整を行い、協力して被害の軽減化に当たることが求められており、平時より「顔の見える関係」を築くことが重要となっている。

### 4. 緊急消防援助隊の現状と大規模地震災害時の運用方針

#### (1) 緊急消防援助隊の発足と増強整備

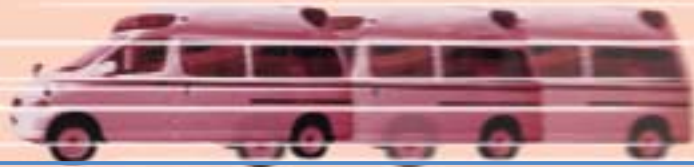
平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国規模での消防応援を迅速に行い、被害の軽減を図るために発足した緊急消防援助隊は、大規模地震災害の切迫性やNBCテロ災害発生の危険性の高まりを受けて、その体制の充実強化が必要とされ、平成15年6月の消防組織法の改正により、法律上に位置付けられるとともに、消防庁長官の指示権が創設され、平成16年4月に法律に基づく部隊として新たに発足した。

現在、首都直下地震等の被害想定等を踏まえ、平成20年度までの登録目標を当初の3,000隊から4,000隊規模に拡大し、増強整備を進めている（平成19年4月現在：3,751隊）。

#### (2) 消防防災ヘリコプターのより安全かつ積極的活用

大規模災害発生時において迅速な情報収集、被災地の映像の災害対策本部への送信、機動力を活かした効果的な消防活動を実施するため、緊急消防援助隊航空部隊である消防防災ヘリコプターの計画的な増強を推進している（平成19年4月現在：70機）。

また、航空部隊と地上部隊との連携体制の確立、夜間



等悪条件下における運行体制及び複数機による活動現場での安全かつ効果的な運用体制の確保並びに自衛隊など他の航空部隊等との的確な連携体制の確保等、消防防災ヘリコプターの効果的活用をさらに積極的に推進していくこととしている。

### (3) 緊急消防援助隊運用方針とアクションプランの策定

2以上の都道府県に及ぶ著しい被害が想定され、消防力が不足すると考えられる東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震などの大規模地震災害については、消防庁長官が、各地域の被害想定を踏まえた特別の出動計画を策定することとしている。

平成19年3月の中央防災会議幹事会において、東南海・南海地震の被害想定に基づく具体的な活動計画について申し合わせがなされたことから、同年5月に東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針及び同アクションプランを策定した。

## 5. 大規模地震等に対応した自衛消防力の確保 ～消防法改正～

### (1) 大規模地震発生時における事業所の防災体制の課題

大規模・高層建築物等においては、管理権原者が防火管理者を選任し、消防計画を作成させてこれに基づく消火、通報及び避難の訓練の実施等の防火管理業務を行わせることが消防法により義務付けられている。しかし、地震災害を想定した消防計画の作成や訓練実施の取組については十分とは言えない状況にあり、また、災害時に応急対応を実施する中心的組織として期待される自衛消防組織については、これまで防火管理業務の一環として消防計画に定める事項の一つとされてきたものの、組織構成や装備等の具体的内容に関しては関係者の自主的な取組に委ねられてきた。

大規模・高層建築物等が一層増加している現在、切迫性が指摘されている大規模地震に対する事業者側の自衛消防力の確保を図ることは喫緊の課題であった。これらのことから、消防審議会の答申等を踏まえ、消防法の一部を改正する法律案が平成19年の第166国会（常会）に提出され、参議院及び衆議院でそれぞれ全会一致により可決、成立し、同年6月22日に公布された。

### (2) 大規模地震等に対応した自衛消防力確保のための消防法の一部改正

#### ア. 大規模地震等に対応した消防計画の作成

消防法の改正により大規模・高層建築物等においては、防災管理者を定め、地震災害等に対応した消防計画の作成、地震発生時に特有な被害事象への応急対応や避難訓練の実施等を行わなければならないこととされた。

また、大規模地震発生時における大規模・高層建築物等の応急活動が有効に実施されるためには、定期的な計画の見直しにより、防火・防災管理体制が構築されることが必要であることから、消防計画作成上のポイント等を取りまとめたガイドラインを作成・周知し、消防計画作成の支援を行うこととした。

### イ. 自衛消防組織の設置

消防法の改正により、防火管理業務の実施が必要な防火対象物のうち、多数の者が出入りする大規模なものには、火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務を行う自衛消防組織の設置が義務付けられた。

自衛消防組織は、防火対象物における火災又は地震等の災害による被害を軽減するための応急活動を業務とし、個々の建物の状況に即した応急活動を実施することができるよう、必要な人員及び装備をもって編成する必要がある。

### (3) 今後の取組

今回の改正消防法の施行に向け、今後、消防計画作成ガイドラインの充実強化、新たな講習制度の充実強化及び予防担当職員の資質向上について取り組んでいくこととしている。

## トピックス I

### 消防広域化に向けて

### 1. 消防の広域化の必要性

市町村の消防の広域化とは、消防体制の充実強化による住民サービスの一層の向上を図るために、一部事務組合等の制度を活用して、常備消防の規模を拡大することである。

平成18年の第164国会（常会）において、市町村の消防の広域化を推進するための消防組織法の改正が行われた。広域化のメリットは次のとおりである。

#### (1) 住民サービスの向上

消防本部の部隊数が増えるため、初動出動台数が充実し、統一的な指揮の下、応援体制も強化される。

消防本部の管轄区域が拡大するため、消防署所の配置等が適正化され、現場到着時間が短縮する。

#### (2) 人員配置の効率化と充実

総務部門や通信指令部門の効率化により、現場要員を増強することができる。

特に近年著しく高度化している予防業務や救急業務について、担当職員の専門化や専任化が進む。

#### (3) 消防体制の基盤の強化

財政規模の拡大で、はしご車等の高度な車両や発信地表示システム等を備えた指令設備を整備できる。

職員数が増え、人事ローテーションの設定が容易化し、職務経験不足や単線的昇進ルートを解消できる。

### 2. 消防庁の取組

#### (1) 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（告示）の策定

基本指針においては、平成19年度までに都道府県において推進計画を定め、その後5年程度で各市町村において広域化の実現を目指すこととしている。また、広域化の規模としては、一般論としては、消防本部の規模が大



きいほど望ましいとした上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとしている。

## (2) 消防広域化推進本部の設置

消防庁では、基本指針の策定と同日、広域化の推進方策の検討及び実施並びに都道府県及び市町村における広域化の取組のために、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部を設置した。設置同日の第1回会合から6回の会合が開催され、広域化の推進方策等について議論を行っている。

## (3) 広域化推進アドバイザーの派遣・相談体制の確保

すでに広域化を実現した消防本部の幹部職員等を消防広域化推進アドバイザーとして消防庁に登録し、市町村等からの依頼に応じて派遣することにより、市町村等への助言等の支援を行っている。平成19年10月1日現在で16回の派遣実績がある。また、消防広域化推進本部に広域化推進相談窓口を開設し、全国を5つの地域に分け地域ごとに担当者を配置して、各市町村及び各消防本部からの相談に対応している。

## (4) 広報及び普及啓発

消防庁ホームページ内での専門ページの開設や、総務省及び消防庁広報誌等での紹介を行っている。また、広域化の必要性やメリット等をまとめたパンフレットを3万8,000部、先進的な事例をまとめた事例集を5,000部作成し、説明の際に活用している。さらに、平成19年5月から7月にかけて、都道府県・市町村職員、消防関係者、地域住民等を対象に、広域化の必要性について理解を深めていただくことを目的とし、全国の3都市でシンポジウムを開催した。

## (5) 消防広域化支援対策

平成19年度から「消防広域化支援対策」として、都道府県の推進計画作成に係る経費及び市町村の消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、必要な財政措置を講じている。

## 3. 全国の取組状況 (平成19年10月1日現在)

ほぼすべての都道府県で推進計画の策定のための協議機関が設置されており、今年度中に推進計画が策定される予定である。

## トピックスⅡ

### 消防団員確保に向けた取組

#### 1. はじめに

消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力といった面で特に優れ、地域における消防防災の中核的存在である。しかしながら、消防団員が年々減少し、かつて200万人いた消防団員が今では90万人を割るなど、地域防災力の低下が懸念されている。

#### 2. 消防団の重要性と現状

消防防災体制の充実強化は、国、地方を通じて最重要課題の一つであり、中でも、常備消防の充実はもとより、地域防災の中核的存在である消防団の充実強化は、地域防災力の向上には必要不可欠となっている。

ところが、地域の防災力の要である消防団員は減少の一途をたどっており、この危機的な状況に歯止めをかけるため、消防庁では消防団員確保に向けた様々な取組を実施しているが、特に近年の主な取組を以下に紹介する。

#### 3. 消防団員確保に向けた施策

##### (1) 消防団組織・制度の多様化

消防団員はすべての消防団活動に参加することが基本であるが、団員の確保が困難な場合に、その補完制度として、特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」等を構築し、全国の市町村等が地域の実情に応じて制度の導入を図るよう推進している。

##### ① 機能別団員

従来からのすべての消防団活動に参加する団員を確保することが困難な場合で、その機能性等に着目し、大規模災害発生時など、ある特定の災害活動や役割を行う消防団員を配置できる制度。

##### ② 機能別分団

前①の機能別団員を分団として組織して活動を行う制度。

##### (2) 消防団協力事業所表示制度

全消防団員の約7割が被雇用者であることから、事業所の消防団活動への一層の理解と協力を得るため、事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながるるとともに、その協力を通じて地域における防災体制がより一層充実するための仕組みである『消防団協力事業所表示制度』を構築し、市町村等にその導入推進を図っている。

##### (3) 消防団員確保アドバイザー派遣制度

消防団員を確保する知識や経験を有する方を「消防団員確保アドバイザー」として消防庁長官が委嘱し、都道府県や市町村等へ派遣する「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を平成19年4月1日からスタートさせている。

#### 4. 今後に向けて

多くの市町村等が消防団の充実強化に係る施策に理解を示し、地域の幅広い層の住民が参加しやすい環境と、被雇用者の消防団員が消防団活動を行いやすい環境を整備し、消防団員の確保について更なる推進を図ることにより、消防団が充実強化され、地域防災の充実につながる。

今後も消防団員の活動環境整備を図るほか、社会のニーズに応えた様々な取組を検討・導入し、消防団の充実強化に向けて全力で取り組んでいくことが重要である。

## トピックスⅢ

### 国民保護体制充実のためのシステム整備

～全国瞬時警報システム（J-ALERT）と安否情報システム～

#### 1. 全国瞬時警報システム（J-ALERT）について

##### （1）全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

武力攻撃事態等においては、住民の避難を的確かつ迅速に行うため、弾道ミサイル攻撃等の武力攻撃事態等に関する情報を速やかに住民に伝達することが大変重要である。また、緊急地震速報や津波情報等の自然災害に関する情報について、できる限り迅速な伝達が強く求められており、そのための情報伝達のシステム構築が喫緊の課題となっている。

このため、消防庁では、地域衛星通信ネットワークを通じて直接市区町村の同報系防災行政無線等を起動させることにより、緊急地震速報、津波警報、気象情報等の防災情報や弾道ミサイル発射に関する情報等を、人手を介さず、瞬時に住民等に伝達するJ-ALERTの整備に向け取り組んでいるところである。

##### （2）J-ALERT関連設備の整備の推進

消防庁では、平成17年度にJ-ALERTの実証実験を行い、機器・システムの標準仕様を決定し、平成18年度に受信装置のソフトウェアの改修等を行い、平成19年2月9日より情報の送信を開始した。また、平成19年10月1日からは、気象庁による一般国民向けの緊急地震速報の提供が開始されたことに伴い、当該情報の送信も開始している。平成19年11月1日現在、18都道府県、10市区町において、情報の受信、同報系防災行政無線の自動起動を開始している。

消防庁では、J-ALERTの受信装置を構成する衛星モデムの地方公共団体への配備を進めるとともに、機器整備の財源に防災対策事業債を充てることができるなど、地方公共団体におけるJ-ALERT関連設備の整備を支援しているところである。

#### 2. 安否情報システムについて

国民保護法上、市町村長及び都道府県知事は、避難住民等の安否情報の収集、整理に努めるとともに、市町村長は都道府県知事に、都道府県知事は総務大臣に遅滞なく報告し、総務大臣及び地方公共団体の長は、その照会に速やかに回答することとされている。

安否情報に係る事務の執行については、避難や救援など他の国民保護措置と並行して実施する必要があることや、対象情報も膨大な数になることが想定されることから、効率的なシステムの構築が不可欠である。

消防庁では、平成17年度に「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会」を開催し、国民保護法に基づく安否情報事務の具体的運用について検討を行った。その検討結果を踏まえ、平成18年度に、効率的な安否情報の収集・整理のためのシステム（安否情報システム）の開発を行ったところであり、運用試験を経て平成19年度中に本格運用を開始する予定である。

## トピックスⅣ

### 急増する救急需要！

～救急自動車の適正利用の推進～

#### 1. 救急業務の現状

現在、少子高齢化社会の進展や住民意識の変化並びに核家族化等に伴って救急需要が増大しており、救急出場件数は、平成18年中は約524万件に達し、平成8年からの10年間で約55.3%増加している。一方で、全国の消防本部においては、厳しい財政事情等により、救急出場件数増に合わせて救急隊の増強を図ることが困難な状態にあり、平成19年4月現在の救急隊数は4,846隊であり、平成9年からの10年間で約8.1%の増加にとどまっている。このため、救急隊の現場到着所要時間は遅延傾向にあり深刻な問題となっている。

このような現状を受け、消防庁においては、「救急搬送業務における民間活用に関する検討会」（平成17年度）や「救急需要対策に関する検討会」（平成17年度）を開催し、救急需要対策について総合的な検討を行うとともに、「救急業務におけるトリアージに関する検討会」（平成18年度）を開催し、119番通報受信時等における緊急度・重症度の選別（トリアージ）についての検証を行うなど新たな視点からの検討を加えた。現在、これらの検討結果を踏まえ、次のような具体的な取組を進めている。

#### 2. 市民への情報提供サービスの充実と頻回利用者への対応

救急需要の増加の内訳をみると、タクシー代わりの利用や事前予約のある外来通院など、救急事案に該当しない利用も少なくない。このため、消防機関においては、従来広く行われてきた市民からの問い合わせに対応するテレホンサービスや医療機関の情報を提供するサービス等を通じて自己通院を希望する市民をサポートするとともに、今後、医療機関に関する相談等を含め一般市民等への情報提供サービスの一層の充実強化を図ることにより、増大する救急需要を抑制し、救急自動車の適正な利用を促進していくことが求められている。

また、特に、頻回利用者については、福祉部局等と連携し、救急の実態について理解を求めるなどの対応が進められている。

消防庁においても、政府広報を活用して、テレビ、ラジオ等を通じて救急自動車の適正な利用について、市民への普及啓発活動を積極的に推進している。

#### 3. 民間事業者の活用

救急需要が増大する現状を受け、近年、緊急性のない患者等の搬送においては民間事業者による患者等搬送事業を有効活用すべきであるとの認識が高まっており、その活用が促進されている。

平成17年10月1日時点で、消防機関が認定している患者等搬送事業者は全国で407事業者、その所有する患者



等搬送用自動車は711台に達している。

#### 4. 転院搬送業務への病院救急自動車の活用

消防機関による救急搬送のうち、病院間の転院搬送は全体の9%を占めるが、転院搬送そのものは、病院救急自動車（ドクターカーを含む。）など他の方法によることも可能である。しかしながら、病院救急自動車は、これまで所有する病院のみでの利用に限られていたため経費負担が大きく、十分に活用されてこなかった。こうした中、「救急搬送業務における民間活用に関する検討会」（平成17年度）により、病院救急自動車を複数病院間で運行し、かつ、民間事業者を活用する柔軟性のある運用モデルが示されており、当該モデルを活用し、病院救急自動車の活用を図ることが期待されている。

#### 5. 119番通報受信時等における緊急度・重症度の選別（トリアージ）

救急要請には、心肺機能停止傷病者から四肢末梢の軽微な外傷の者まで様々な事案があるが、救急業務本来の目的である「救命率の向上」を目指すためには、緊急度・重症度の高い傷病者に対して、より迅速かつ的確な対応を行うことが効果的であると考えられ、様々な検討が行われてきた。

中でも、119番通報受信時におけるトリアージ（コール・トリアージ）については、指令室において、通報内容から判断し、心肺機能停止状態等が疑われる事案にあっては、消防防災ヘリコプターやドクターヘリの出動要請や、ポンプ隊との連携出場、ドクターカーあるいは医師派遣の要請等が行われているところである。

このほか、平成19年6月に実施された構造改革特区に係る第11次提案の募集に対して、横浜市により、119番通報受信時の緊急度・重症度の識別（トリアージ）により、緊急度・重症度が低いと識別された傷病者に対し、救急自動車1台及び救急隊員2人による救急隊編成を可能とするよう提案が行われた。これに対し、政府において、119番通報受信時に症状や程度を聴取しながら体系的かつ自動的にチェックし、緊急度・重症度の判定を行うことのできる仕組み及び手順の整備、緊急度・重症度の高い傷病者を低いものと誤認するリスク（アンダートリアージ）の極小化の状況、医師が24時間指令室に常駐する体制の整備等、多角的な観点から検討を行い、構造改革特区において新たに規制の特例措置を講じることを決定した（平成19年10月構造改革特別区域推進本部決定）。今後、所要の手続きを経て、構造改革特別区域計画の認定申請が予定されている。

## 本文の記述内容

### 第1章 災害の現況と課題

この章では、出火状況、火災による死者の状況をはじめ、各種災害の現況及び最近の動向、消防行政の現況と

課題等について、次の災害の分野ごとに記述している。

- ◎火災予防
- ◎危険物施設等における災害対策
- ◎石油コンビナート災害対策
- ◎林野火災対策
- ◎風水害対策
- ◎火山災害対策
- ◎震災対策
- ◎雪害対策
- ◎特殊災害対策等

### 第2章 消防防災の組織と活動

この章では、常備消防機関及び消防団の体制や活動状況、緊急消防援助隊等について、次の項目ごとに記述している。

- ◎消防体制
- ◎消防職団員の活動
- ◎教育訓練体制
- ◎救急体制
- ◎救助体制
- ◎航空消防防災体制
- ◎広域消防応援と緊急消防援助隊
- ◎国と地方公共団体の防災体制
- ◎消防防災の情報化の推進

### 第3章 国民保護への取組

この章では、国民保護法の目的等、国民の保護に関する基本指針・計画の作成、地方公共団体における国民保護計画の作成、国民保護計画実施に関する活動、国民保護体制の充実、テロ対策について記述している。

### 第4章 自主的な防災活動と災害に強い地域づくり

この章では、防火防災意識の高揚等について、次の項目ごとに記述している。

- ◎防火防災意識の高揚
- ◎住民等の自主防災活動
- ◎災害に強い安全なまちづくり

### 第5章 規制改革への対応

この章では、規制改革・民間開放推進3か年計画への取組、構造改革特区制度への取組について記述している。

### 第6章 国際的課題への対応

この章では、国際消防救助隊の活動や開発途上諸国への消防技術協力等について、次の項目ごとに記述している。

- ◎国際緊急援助
- ◎国際協力・国際交流
- ◎基準・認証制度の国際化への対応
- ◎地球環境の保全（ハロン消火剤等の使用抑制）

### 第7章 消防防災の科学技術の研究・開発

この章では、大規模災害・特殊災害等発生時には、現



場において消防機関等と一体となった災害対応を担うこととなる消防研究センターが実施した研究・開発や火災原因調査及び災害・事故等への対応、消防防災科学技術研究推進制度や消防機関等の研究等について記述している。

## 第8章 今後の消防防災行政の方向

経済財政諮問会議の議論を経て、平成19年6月19日に政府として閣議決定した「経済財政改革の基本方針2007」においても、国民の安心と安全の確保は経済成長の基盤であり、政府は防災・減災対策を戦略的に推進し、世界の模範となる安心・安全な国づくりを実現する旨が明記されたところである。

こうした背景を踏まえつつ、今後の消防防災行政としては、次に掲げる項目を中心に展開していくこととしている。

- ◎大規模地震・大規模災害に対する備えの強化
- ◎消防防災・危機管理体制の充実強化
- ◎火災予防対策等の積極的推進
- ◎消防防災科学技術の向上
- ◎地域防災力の強化
- ◎救急救命の充実・高度化
- ◎消防防災分野における国際協力

### 附属資料等

附属資料は、統計数値を掲載している。

また、「囲み記事」として、住宅用火災警報器の設置を促進する地域の取組、機能別団員・機能別分団など多様化する消防団や活躍する女性消防吏員・女性消防団員など、特筆すべき内容を記述している。

## <平成19年版消防白書の主な統計数値>

### 1. 火災の状況

(平成18年中)

	出火件数	前年比(件数)	前年比(%)	死者数(人)	前年比(人)	前年比(%)
建物	31,506	△1,543	△4.7%	1,550	△61	△3.8%
林野	1,576	△639	△28.8%	14	3	27.3%
車両	6,243	△387	△5.8%	200	△30	△13.0%
船舶	102	△22	△17.7%	0	0	—
航空機	1	△5	△83.3%	0	△1	皆減
その他	13,848	△1,588	△10.3%	303	△39	△11.4%
合計	53,276	△4,184	△7.3%	2,067	△128	△5.8%

- ※ 出火件数は、この40年間で最も少ない(昭和42年以降最少)(最多となる昭和53年(70,423件)の75.7%)
- ※ 出火件数、焼損棟数、建物焼損床面積、死者数、損害額はともに減少
- ※ 1日当たり146件の火災が発生
- ※ 主な出火原因 1位 放火 2位 こんろ 3位 たばこ 4位 放火の疑い(放火は10年連続1位)
- ※ 放火及び放火の疑いは、1万1,268件(全出火件数の21.2%)
- ※ 放火を除くと住宅火災は、建物火災の59.1%
- ※ 住宅火災による死者数(1,187人)は4年連続1千人超だが、記録のある昭和54年以降最悪の平成17年(1,220人)より33人減少
- ※ 住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)のうち65歳以上の高齢者は、58.0%と極めて高い

### 2. 緊急消防援助隊の活動状況

(平成19年中)

活動期間	災害の内容	出動部隊
1月30日(1日)	「奈良県吉野郡上北山村土砂崩れによる車両埋没事故」奈良県吉野郡上北山村の国道169号沿いの崖の崩落により埋没した車両からの要救助者3人の救助及び救急搬送	京都府、大阪府、和歌山県、三重県から計7隊、30人が活動に従事(うち航空隊5隊24人)
3月25日～3月26日(2日間)	「平成19年(2007年)能登半島地震」能登半島で震度6強の地震が発生	東京都、京都府、大阪府、兵庫県、富山県、福井県、滋賀県から計87隊、349人が活動に従事(うち航空隊5隊24人)
4月15日(1日)	「三重県中部を震源とする地震」三重県中部で震度5強の地震が発生	愛知県から3隊12人が活動に従事(うち航空隊2隊10人)
7月16日～7月23日(8日間)	「平成19年(2007年)新潟県中越沖地震」新潟県中越地方で震度6強の地震が発生	宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、京都府から15隊、110人が活動に従事(うち航空隊9隊78人)

### 3. 消防組織

	平成19年4月1日現在	前年比(件数)	前年比(%)	備考	
消防本部	消防本部	807	△4	△0.5%	市町村合併と広域化による減
	消防署	1,705	△1	△0.1%	
	消防職員(人)	157,398	640	0.4%	
消防団	消防団	2,474	△110	△4.3%	
	消防団員(人)	892,893	△7,114	△0.8%	
	女性消防団員(人)	15,502	837	5.7%	1,058団(全体の42.8%)

- ※ 火災等への消防職団員の出動 113万5,947回 延べ975万7,934人
- ※ うち消防団員の出動 28万5,182回 延べ448万1,538人

### 4. 救急出場件数及び搬送人員

	平成18年中	前年比(件数)	前年比(%)	備考
救急出場件数	5,240,478	△39,950	△0.8%	うちヘリコプターによる件数2,762件(前年2,492件)
搬送人員(人)	4,895,328	△63,035	△1.3%	うちヘリコプターによる搬送人員2,735人(前年2,387人)

- ※ 昭和38年に救急業務が法制化されて以来、増加の一途であった救急出場件数が初の減少
- ※ 救急出場件数は、3年連続して500万件超
- ※ 6.0秒に1回の割合で出動(前年同)、国民26人に1人が救急搬送(前年同)
- ※ 現場到着まで平均6.6分(前年6.5分)



# 「平成19年度救助技術の高度化等検討会」の発足

参事官

## 1 概要

消防救助隊が行うロープを使用した救助活動は、主としてナイロン製3つ打ちロープ、スチール製カラビナ及び滑車を組み合わせた救助体系であり、各種の救助事案に対応してきました。

近年、ロープ等を使用した救助技術を、より安全・確実なものとし、その迅速化及び省力化等を図るため、編み構造ロープ及び同ロープに関連する山岳資器材等を取り入れた消防本部が見受けられます。

消防庁では、今後、より一層効果的な救助活動が実施できるよう、これらの資器材等を使用した新たな救助技術についての検討会を発足しました。

平成19年11月19日(月)に、第1回検討会及び作業部会が開催され、蓼沼朗寿座長を中心に検討事項の確認と今後の方針について活発な議論が交わされました。

## 2 検討項目

編み構造ロープ等を使用した救助技術について

## 3 スケジュール

年度内に検討会を2回、作業部会を3回程度開催し、報告書を取りまとめる予定です。

### 平成19年度救助技術の高度化等検討会

(五十音順・敬称略)

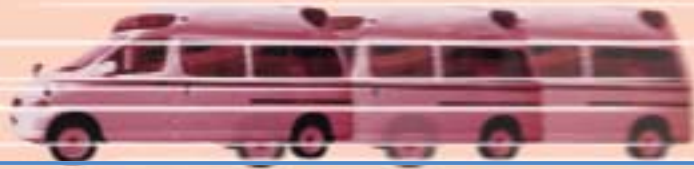
- <座長>  
 蓼沼 朗寿 全国過疎地域自立促進連盟 専務理事
- <検討会>  
 印南 正夫 さいたま市消防局警防部参事 (兼) 警防課長  
 鈴木 恵滋 株式会社アルテリア 代表取締役  
 田島 松一 東京消防庁警防部救助課長  
 西崎 哲夫 札幌市消防局警防部消防救助課長  
 東 秀訓 文部科学省スポーツ・青少年局  
 生涯スポーツ課 登山研修所 専門職
- 兵谷 芳康 消防庁国民保護・防災部参事官  
 藤原 尚雄 日本レスキューインストラクター協会 代表  
 松本 好憲 東京製綱繊維ロープ株式会社 品質保証部長  
 山本 敏明 北九州市消防局警防部警防課長  
 笠 俊夫 福岡市消防局警防部警防課長
- <作業部会>  
 甲斐 康仁 東京消防庁警防部救助課救助係主任  
 米崎 洋治 福岡市消防局警防部警防課救助係長  
 鈴木 恵滋 株式会社アルテリア 代表取締役  
 谷口 敏弥 札幌市消防局警防部消防救助課救助係員  
 坂野 優 消防庁国民保護・防災部参事官補佐  
 東 秀訓 文部科学省スポーツ・青少年局  
 生涯スポーツ課 登山研修所 専門職
- 藤原 尚雄 日本レスキューインストラクター協会 代表  
 松本 好憲 東京製綱繊維ロープ株式会社 品質保証部長  
 吉沢 俊二 さいたま市消防局警防部警防課長補佐  
 (兼) 訓練救助係長



蓼沼朗寿座長のあいさつ



平成19年度救助技術の高度化等検討会・作業部会の様子



# 「国民保護における避難施設の機能に関する検討会」の開催

国民保護室

## 1 背景

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）では、武力攻撃又は緊急対処事態から国民の生命、身体及び財産を保護するために緊急の必要があるときは、住民の避難に関する措置をとることとされており、あわせて国民保護法第150条において、政府は避難施設に関する調査及び研究を行うとともに、その整備の促進に努めることとなっています。

地方公共団体では、国民保護法第148条に基づき避難施設の指定を行っているところですが、弾道ミサイル攻撃やNBC攻撃、テロ攻撃等の多様な攻撃（以下「弾道ミサイル攻撃等」という。）から、国民の生命及び身体を保護するために避難施設に求められる機能については、現在、具体的な検討がなされていない状況です。

このため、消防庁では、「国民保護における避難施設の機能に関する検討会」を発足し、現時点で指定されている避難施設について調査するとともに、弾道ミサイル攻撃等に対して、既存の避難施設等の機能向上のためにいかなる措置を講ずべきかを検討し、地方公共団体が避難施

設の指定・整備を実施する際に助言を行うこととしています。

## 2 検討会の開催

平成19年10月11日（木）、東京都港区の三田共用会議所において「第1回国民保護における避難施設の機能に関する検討会」を開催しました。

今後、年度内に3回程度検討会を開催し、検討結果を取りまとめる予定です。

### 国民保護における避難施設の機能に関する検討会委員

（五十音順、敬称略）

- 浦島 充佳 東京慈恵会医科大学准教授
- 金谷 裕弘 消防庁国民保護・防災部防災課長
- 木村 俊介 内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付  
内閣参事官
- 國重 博史 防衛省経理装備局技術計画官付  
技術調査・交流室長
- 佐藤 昭人 新潟市市民生活部危機管理防災課長
- 城平 守朗 鳥取県防災局副局長兼防災危機管理課長
- 関根 昌裕 東京地下鉄株式会社鉄道本部安全・技術部  
安全課長
- 田村 圭子 新潟大学災害復興科学センター・特任准教授
- 長坂 潤一 文部科学省大臣官房文教施設企画部  
施設企画課長
- 兵谷 芳康 消防庁国民保護・防災部参事官
- 舟橋 信 座長・財団法人未来工学研究所参与
- 古川 勝久 独立行政法人科学技術振興機構社会技術  
研究開発センター主席研究員
- 三好 和人 東京消防庁警防部特殊災害課長



第1回国民保護における避難施設の機能に関する検討会の様子



# 「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会」の発足

応急対策室

## 1 目的

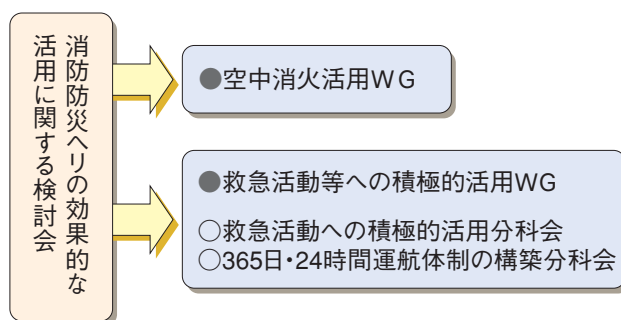
消防防災ヘリコプターの任務は、消火、救助、救急、情報収集活動など多岐にわたり、その災害出動件数も年々増加しています。

一方、航空消防防災活動の常時即応体制の構築や大規模災害時における航空消防防災体制の整備など、より効果的な消防防災ヘリコプターの活用が求められています。

このことから、消防庁では、地方公共団体、関係省庁、学識経験者等から幅広く意見を聴取し、制度の見直しを含め、取り組むべき課題の整理と検討を行うために、「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会」を発足しました。

への積極的活用ワーキンググループ」においては、「救急活動への積極的活用」と「365日・24時間運航体制の構築」を検討する分科会を設けることとしました。

これらのワーキンググループ、分科会において検討された結果をもとに、報告書として取りまとめることとしています。



## 2 検討内容

検討会では、より効果的な航空消防防災活動体制の構築に向けて、とりわけ緊急かつ大きな課題である次の項目についての検討を行います。

### ●空中消火技術のより効果的な活用

消防防災ヘリコプター等による消火活動について、大規模地震発生時等による市街地同時多発火災に対する効果的な空中消火実施体制を整備する必要があります。

### ●救急活動へのより積極的な活用

消防防災ヘリコプターによる救急活動については、全出動件数の約半数を占めているように、国民のニーズも高く、より迅速に、より質の高い活動を実施する必要があります。

### ●常時即応体制の整備

いっどこで災害が発生しても、常に迅速な消防防災ヘリコプターの出動体制を確保するためには、365日・24時間の運航体制の整備を進める必要があります。

### 消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会委員

(敬称略)

- |       |                        |
|-------|------------------------|
| 吉井 博明 | 座長・東京経済大学コミュニケーション学部教授 |
| 重川希志依 | 富士常葉大学大学院環境防災研究科教授     |
| 山本 保博 | 日本医科大学救命救急センター主任教授     |
| 山根 峯治 | 元陸上自衛隊航空学校長            |
| 富尾 武  | 宇宙航空研究開発機構客員研究員        |
| 名倉 昭  | 埼玉県危機管理防災部長            |
| 鈴木 英昭 | 札幌市消防局警防部長             |
| 新井 雄治 | 東京消防庁次長兼警防部長事務取扱       |
| 高野 和男 | 名古屋市消防局消防部長            |
| 笹元 源七 | 大阪市消防局警防部長             |
| 滝澤 宏二 | 広島市消防局警防部長             |
| 福嶋 賢司 | 福岡市消防局警防部長             |

## 3 検討期間

平成19年10月から平成22年3月までの間、検討を行います。

平成19年10月29日(月)に開催された第1回検討会では、各検討項目を専門的に検討するために、「空中消火活用ワーキンググループ」と「救急活動等への積極的活用ワーキンググループ」を設けることとし、さらに、「救急活動等



岡山淳消防庁国民保護・防災部長のあいさつ



吉井博明座長(中央左)

第1回検討会の様子

## 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果

防災課

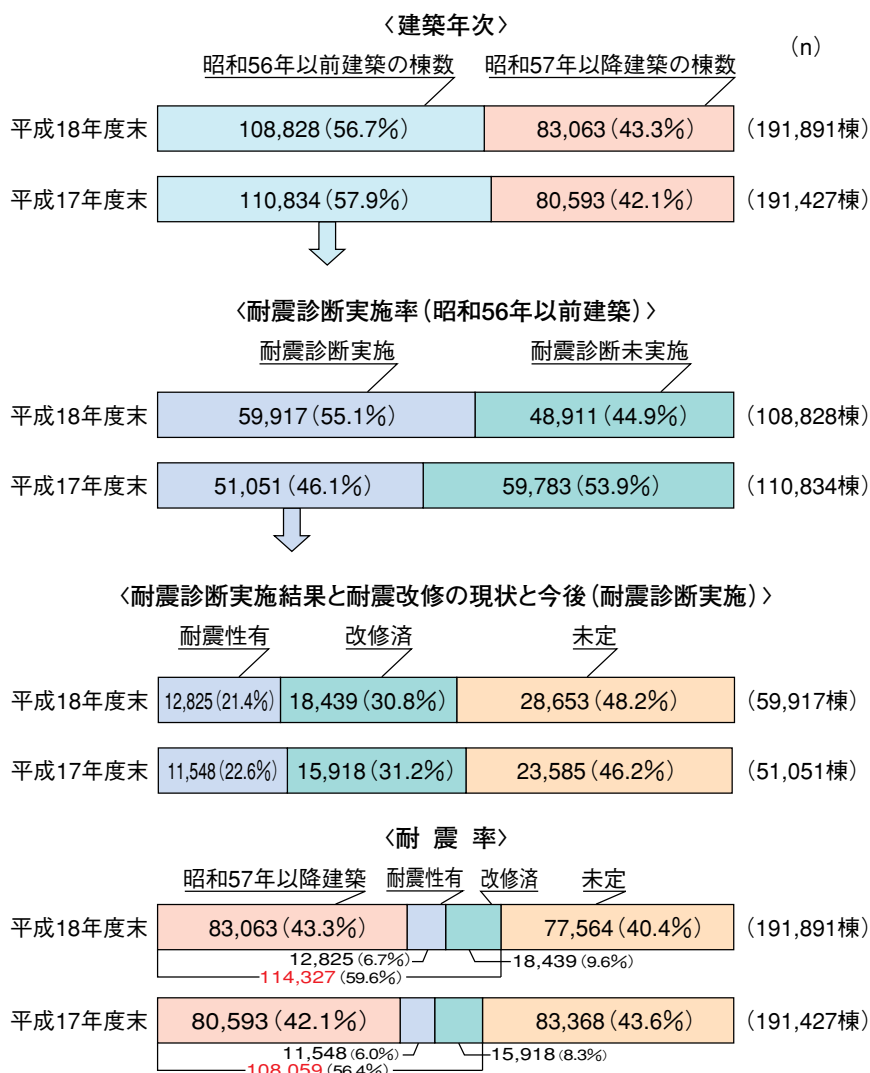
平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、全半壊した建築物は約25万棟にも及び、震災による死者の約8割が建築物の倒壊によるものでした。また、平成16年(2004年)新潟県中越地震では、一部市町村の庁舎が被災により使用不可能となる事態が発生しました。

国や地方公共団体が所有する公用・公共用施設の多くは、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められる施設です。

こうした施設が地震により被害を受けた場合、多くの犠牲者を生じさせるばかりでなく、災害応急対策等の実施に支障をきたし、その結果として防ぐことができたであろう被害の発生や拡大を招くおそれがあります。

災害応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設などの公共施設等の耐震化が非常に重要です。

図1 都道府県及び市町村の公共施設等の耐震化一覧



次の建築物を耐震性が確保されているものとして集計

- ・昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物
- ・昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果、「耐震性を有する」と診断された建築物
- ・耐震改修整備を実施した建築物

表1 耐震化進ちょく状況一覧表

項目	区分	平成18年度末 (今回調査)		平成17年度末 (前回調査)
			増減	
耐震診断 実施率	合計	55.1%	9.0%	46.1%
	都道府県	64.1%	3.6%	60.5%
	市町村	53.7%	9.8%	43.9%
耐震措置率 (当該年度末)	合計	52.2%	-1.6%	53.8%
	都道府県	55.3%	-0.7%	56.0%
	市町村	51.6%	-1.8%	53.4%
耐震率 (当該年度末)	合計	59.6%	3.2%	56.4%
	都道府県	63.8%	1.9%	61.9%
	市町村	58.9%	3.3%	55.6%

## 1. 目的

消防庁では、平成13年度に「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討委員会」を設置し、地方公共団体(都道府県及び市町村)が所有又は管理する公共施設等について、耐震診断の基準及び耐震診断・改修実施状況について調査を実施し、「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討報告書」として取りまとめ、平成15年度及び平成17年度には耐震化の進ちょく状況を確認するため、追跡調査を実施したところです。

しかしながら、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生の切迫性が指摘され、建築物の耐震化対策の重要性が一層認識される中、2年おきに実施していた耐震化推進状況調査を平成18年度にも実施することとしました。

## 2. 結果

- 調査時点 平成18年度末
- 調査対象棟数 (図1参照)

平成18年4月1日現在で地方公共団体が所有又は管理している防災拠点となる公共施設等は19万1,891棟で、このうち10万8,828棟(56.7%)が旧耐震基準で建築されたものです。平成17年4月1日現在の19万1,427棟及び11万834棟(57.9%)と比べ、防災拠点として使用する公共施設等の棟数は増加し、旧耐震基準による棟数は減少しています。

- 耐震化の進ちょく (図1参照)

平成18年度末までには11万4,327棟(59.6%)の耐震性が確保されていると考えられ、平成17年度末の10万8,059棟(56.4%)、と比べ、棟数及び耐震率ともに増加しています。

### ○総括 (表1参照)

平成17年度と平成18年度を比較すると耐震率が3.2%増加しており、地方公共団体の耐震化に係る取組が着実に進ちょくしているものの、一方で耐震診断結果に基づく耐震措置の実施が追いついていないという現状が伺えます。

また、市町村については、都道府県と比べて耐震診断実施率、耐震措置率、耐震率がいずれも低く、市町村の耐震化に係る取組の推進が望まれます。

※耐震措置率：耐震診断を実施した棟数のうち、「耐震性を有する」と診断された棟数及び平成18年度末までに耐震改修が完了している棟数の占める割合

## 3. 今後の対応

防災拠点となる公共施設等の耐震化は着実に進ちょくしているものの、十分とは言えず、耐震性リストの作成・公表や具体的な数値目標の設定など、耐震化に係る取組をより一層推進することが望まれます。

総務省及び消防庁においても、地方債・地方交付税による財政支援を講じているところですが、今後とも、地方公共団体の早急かつ計画的な耐震化の推進を求めるとともに地方公共団体の取組を支援していきます。

# 住宅防火対策の推進状況について

予防課

## 1. はじめに

住宅火災による死者数は近年増加傾向にあり、住宅火災による被害の低減は、消防行政における重要課題のひとつとなっています。

このため、平成16年6月の消防法の改正により、住宅火災での逃げ遅れによる死者発生防止に有効である住宅用防災機器の設置・維持が義務付けられました。消防庁では、住宅用防災機器のひとつである住宅用火災警報器の早期普及を進めるため、各種の広報、普及啓発活動を積極的に実施しています。

## 2. 住宅防火対策推進シンポジウムの開催

消防庁では、住宅用火災警報器等の普及と住宅防火への意識啓発を図ることを目的として、消防団や婦人(女性)防火クラブのリーダー等が中心となって参加していただく「住宅防火対策推進シンポジウム」を全国各地で開催しています。平成19年度は千葉市

をはじめ全国11箇所で開催しました。

シンポジウムでは、住宅火災現場の実態を踏まえて住宅防火の重要性を説明いただく有識者による基調講演、行政関係者(消防庁、開催地消防機関)と消防団や婦人(女性)防火クラブ等の代表者、高齢者福祉関係者、報道関係者等によるパネルディスカッションを行いました。パネルディスカッション後には客席からの質疑応答もあり、活発な意見交換が行われました。会場前では、住宅用火災警報器をはじめとした住宅防火用品の展示を行い、参加者は住宅防火対策の推進に資する様々な情報を得ることができたものと考えます。シンポジウムで得た情報を地域に持ち帰り、それぞれの地域での活動に活用していただき、住宅用火災警報器の普及をはじめとした住宅防火対策が推進されることを期待します。

また、シンポジウム開催にあわせた街頭での住宅用火災警報器の設置義務化のPRや会場での子供はしご登りの実演などの工夫により地元メディアの取材を受け、高い普及啓発効果を上げた地域もありました。

## 3. 政府広報の活用等

消防庁では、住宅用火災警報器の設置義務化を周知するため、政府広報を活用し、様々なメディアを通じた広報を実施しました。

【新ニッポン探検隊(日本テレビ 平成19年11月4日(日)放送)】

「火災対策の決定版! わが家に火災警報器がやってきた」

スタジオから住宅用火災警報器の



荒木慶司消防庁長官のあいさつ(石川県金沢市)

設置の必要性や種類、設置方法などを紹介するとともに、ロケ取材により地域ぐるみでの普及活動を紹介しました。

【ドゥ！JAPAN（日経ビジネスチャンネル 平成19年11月8日(木)放送）】

「住宅用火災警報器を付けよう！」

東京理科大学工学部の辻本誠教授と消防庁の梅原直予防課長がスタジオ出演し、住宅用火災警報器について義務化の背景や効果について詳しく解説しました。

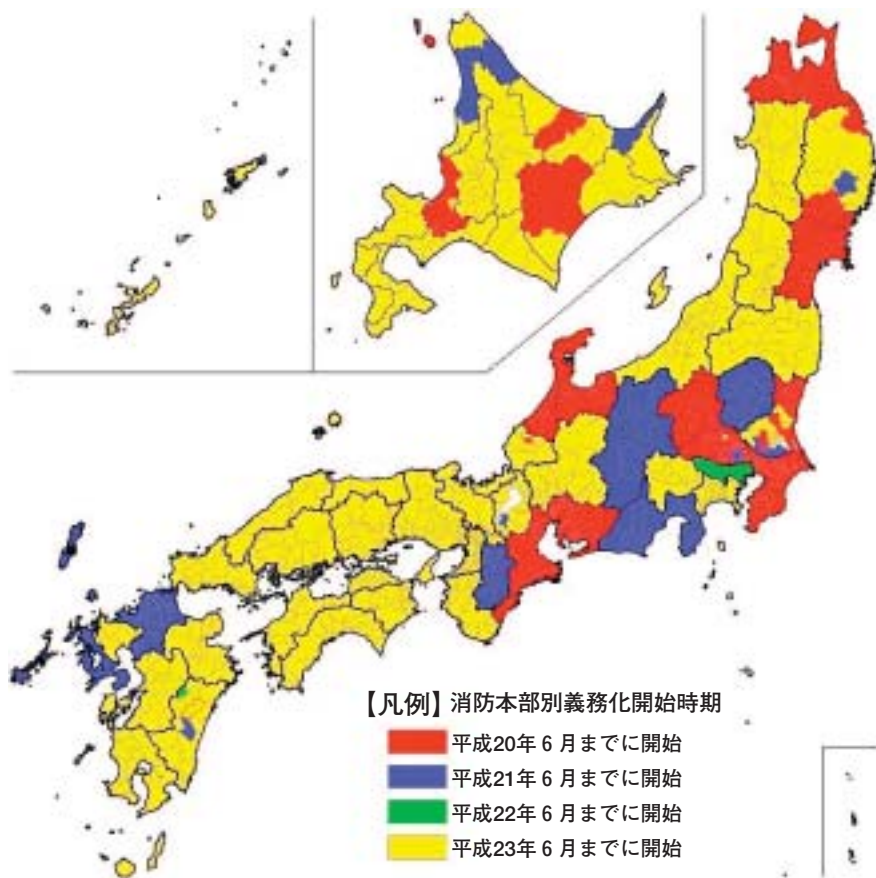
ほかにも、お役立ち動画「住宅警報器をとりつけよう」を含め、政府広報オンライン(<http://www.gov-online.go.jp>)に紹介されています。

また、政府広報以外でも報道機関からの取材を積極的に受けており、テレビ、ラジオ、新聞などのメディアを通じて、住宅用火災警報器の普及に向けたPRを行っています。

#### 4. 今後の住宅防火対策推進について

今年から全国の約4分の1の自治体で住宅用火災

### 既存住宅での住宅用火災警報器等設置義務化開始時期マップ



警報器の既存住宅への設置義務化が開始されることとなっています。その後も順次、既存住宅への設置義務化の開始時期を各地域が迎えることとなります。これを踏まえ、消防庁では今後も積極的に、また、効果的に住宅防火対策の推進に向けた広報活動を行っていく予定です。



パネルディスカッション(三重県津市)



アトラクション(石川県金沢市)



# 「119番の日」シンポジウムの開催

総務課

我が国の自治体消防制度が誕生してから、間もなく60周年を迎えます。消防庁と財団法人全国消防協会では、この節目の年を記念して、平成19年11月9日(金)にニッショーホールにおいて「119番の日」シンポジウムを開催しました。

「119番の日(11月9日)」は、自治体消防制度40周年を記念して制定された記念日です。

今回のシンポジウムは、消防全般に対する正しい理解と認識を深めるとともに、広く消防防災に関する意識の高揚と啓発を図り、更なる地域の安心・安全を確立することを目的としています。

当日は、自治体消防制度50周年記念事業として始まり、今回で第10回目となる全国消防広報コンクールの表彰式や平成7年1月の兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)の発生時に兵庫県知事を務めておられた貝原俊民氏による記念講演「阪神・淡路大震災に学ぶ」が行われました。

また、自治体消防制度60周年を記念して、より一層「親しまれる消防」を目指して作成している「全国消防イメージキャラクター・デザイン審査委員会」の委員長である漫画家の松本零士氏に、忙しいスケジュールの合間を縫って来場していただき、「全国消防イメージキャラクター」の紹介をしていただきました。

シンポジウムの後半には、室崎益輝消防研究センター所長をコーディネーターとして、「消防60年、これまでも・これからも ～これまでの60年を振り返り、今後の展望を考える～」と題し、学識経験者によるパネルディスカッションが行われ、会場に詰めかけた約710人の来場者は、消防の歴史と未来についての活発な議論に聞き入っている様子でした。



荒木慶司消防庁長官のあいさつ



貝原俊民氏による記念講演



松本零士氏による「全国消防イメージキャラクター」の紹介



パネルディスカッション

## 《プログラム》

(敬称略)

- ・主催者あいさつ  
荒木慶司(消防庁長官)  
小林輝幸(財団法人全国消防協会会長)
- ・第10回全国消防広報コンクール表彰式
- ・「全国消防イメージキャラクター」の紹介  
松本零士(「全国消防イメージキャラクター・デザイン審査委員会」委員長)
- ・記念講演  
「阪神・淡路大震災に学ぶ」  
貝原俊民(財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長・前兵庫県知事)
- ・パネルディスカッション  
「消防60年、これまでも・これからも  
～これまでの60年を振り返り、今後の展望を考える～」  
コーディネーター  
室崎益輝(消防研究センター所長)
- パネリスト  
秋本敏文(財団法人日本消防協会理事長)  
木場弘子(キャスター、千葉大学特命教授)  
白谷祐二(財団法人消防試験研究センター理事長)  
山崎 登(NHK解説委員)

# 平成19年度原子力総合防災訓練

## 特殊災害室

平成19年10月24日(水)、青森県六ヶ所村の日本原燃株式会社再処理事業所(再処理施設)を対象として、国の原子力総合防災訓練が実施されました。

この訓練は、原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方公共団体、原子力事業者等が一体となり、関係機関の機能の確認及び原子力防災関係機関相互の協力の円滑化を図ることなどを目的として、年1回実施しているものです。

今回の訓練では、緊急時の通報連絡、情報の収集・伝達訓練をはじめとして、総理官邸において原子力災害対策本部(本部長:内閣総理大臣)の設置・運営訓練、現地六ヶ所村の緊急事態応急対策拠点施設(以下、「オフサイトセンター」という。)において原子力災害合同対策協議会の設置・運営訓練、さらに地域住民の避難誘導訓練や緊急被ばく医療活動訓練、負傷者搬送訓練、自衛消防隊と消防機関との連携による消火訓練等が実施されました。

今回の訓練において、消防庁並びに消防機関は、情報収集・伝達訓練、消火訓練及び負傷者搬送訓練を中心に訓練を実施しました。

### (1) 情報収集・伝達訓練

消防庁は、官邸の原子力災害対策本部会議に参加したほか、消防庁職員をオフサイトセンターへ派遣し、消防庁現地対策本部をオフサイトセンター内に設置するとともに、原子力災害合同対策協議会において、政府原子力災害現地対策本部、関係省庁、消防機関等の原子力防災関係機関と情報の共有を図り、緊急時の通信連絡、情報収集・伝達等の訓練を実施しました。



消防庁現地対策本部と地元消防機関(オフサイトセンター内)



原子力災害合同対策協議会全体会議



情報収集等に出動する札幌市消防航空隊(緊急消防援助隊)

また、緊急消防援助隊として派遣された札幌市消防航空隊がヘリコプターで再処理事業所上空からヘリコプター画像伝送システム(ヘリテレ)による情報収集訓練を行うとともに、その映像を消防庁及び官邸へ伝送する訓練を実施しました。

### (2) 消火訓練

国の原子力総合防災訓練において消火訓練が行われるのは初めてのことで、平成19年7月16日の新潟県中越沖地震に伴い発生した東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の変圧器火災を踏まえ、自衛消防隊の火災発生時の初期消火対応や地元消防機関等との連携を確認するため実施されました。

消火訓練では、放射性物質が放出したという原子力災害の状況下で、事業所敷地内の重油タンクからの出火を想定し、日本原燃株式会社放射線管理要員による火災現



消火活動を行う日本原燃株式会社の自衛消防隊

場付近の空間放射線量の測定、測定結果の地元消防機関現地指揮本部への報告など実践的な放射線防護対策を行い、消火活動へ放射性物質による影響がないことを確認したのち、自衛消防隊と地元消防機関が連携して消火活動を行いました。

このほか、油火災を想定し、自衛消防隊と地元消防機関がそれぞれ泡消火剤を使用した放水訓練や消火器の取扱・消火訓練を実施しました。

### (3) 負傷者搬送訓練

負傷者搬送訓練では、高線量被ばくの疑いのある負傷者を想定して、地元消防機関である北部上北広域事務組合消防本部救急隊、青森県防災航空隊、弘前地区消防事務組合消防本部救急隊、航空自衛隊、千葉市消防局航空隊（緊急消防援助隊）の順に連携し、六ヶ所村の事業所から弘前大学医学部附属病院を経て千葉市にある放射線医学総合研究所（※三次被ばく医療機関（以下「放医研」という。))まで、患者1人及び医師等の搬送訓練を実施しました。

### (4) おわりに

今回の原子力総合防災訓練では、初めて消火訓練が実



航空自衛隊から千葉市消防局航空隊へ患者の引継ぎ



消火活動を行う北部上北広域事務組合消防本部の消防隊



泡消火剤を使用した放水訓練

施されましたが、消防庁としても、これらの訓練について検証等を行い、今後の消防活動に資することとしています。また、経済産業省原子力安全・保安院等の関係機関との連携も促進し、その充実強化を図ってまいりたいと考えています。

最後となりましたが、今回の原子力総合防災訓練に当たり、地元消防機関としてご尽力をいただいた北部上北広域事務組合消防本部並びに緊急消防援助隊として参加いただいた札幌市消防局及び千葉市消防局に心より感謝を申し上げます。



千葉市消防局航空隊（緊急消防援助隊）から放医研へ患者の引継ぎ

# 平成19年度消防功労者総務大臣表彰式

総務課

平成19年度消防功労者総務大臣表彰式が、去る平成19年11月27日(火)に総務省地下2階講堂において、谷口隆義総務副大臣、片山虎之助財団法人日本消防協会会長兼財団法人日本防火協会会長、秋本敏文財団法人日本消防協会理事長兼財団法人日本防火協会理事長、荒木慶司消防庁長官などのご列席のもと、盛大に挙行されました。

消防功労者総務大臣表彰は、国民の生命、身体及び財産を災害から防護するため、郷土愛護の精神に基づき、消防活動、火災予防思想の普及等に献身的に尽力している消防団員・婦人(女性)防火クラブ員の士気高揚を図り、職務に精励する励みとすることを目的とし、昭和63年から行われているものです。

受賞者は、消防団又は婦人(女性)防火クラブ等の消防関係団体活動に従事している者で、広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及等に尽力し、その功績が顕著な方々です。

表彰式では、谷口総務副大臣から受賞者代表2人に対して表彰状が授与されました。

なお、今回の受賞者の方々は次のとおりです。

中村 哲	北海道深川地区消防組合深川消防団 団長
今 正治	青森県板柳町消防団 団長
松崎 誠次	茨城県北茨城市消防団 団長
大久保治平	東京都八王子市消防団 団長
木原 清助	新潟県上越市消防団 団長
渡邊 久雄	富山県南砺市消防団 団長
今関 正興	静岡県裾野市消防団 団長
鈴木 久生	愛知県稲沢市平和消防団 団長
場工 耕司	大阪府河内長野市消防団 団長
大段 忠彦	広島県呉市消防団 団長
秋本 昌宏	山口県山陽小野田市消防団 団長
松隈 義彰	佐賀県鳥栖市消防団 団長
谷川 昭一	長崎県五島市消防団 団長
前田 衛	熊本県荒尾市消防団 団長
北山 幸男	鹿児島県肝付町消防団 団長
遠藤 瞳	福島県女性防火クラブ連絡協議会 会長
鈴木 政子	静岡県女性防火クラブ連絡協議会 会長
永坂 幸子	愛知県婦人消防クラブ連絡協議会 会長



代表受領される木原清助氏



代表受領される永坂幸子氏



平成19年度消防功労者総務大臣表彰受賞者

# 平成19年秋の消防関係叙勲並びに褒章伝達式

総務課

平成19年秋の叙勲伝達式（11月7日（水）、ニッショーホール）、第9回危険業務従事者叙勲伝達式（11月14日（水）、日本青年館大ホール）並びに平成19年秋の褒章伝達式（11月16日（金）、虎ノ門パストラルホテル）が、それぞれ盛大に挙行されました。

叙勲を受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等から防ぎよするとともに消防力の強化充実に尽力され、消防の発展に貢献し、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者の方々であり、また、褒章を受章された方々は、永年にわたり消防防災活動並びに消防関係業界の業務に精励し、消防の発展に大きく寄与された方々及び災害現場等において、自己の危険を顧みず人命救助に尽力した方々です。それぞれの受章者数は、秋の叙勲454人、第9回危険業務従事者叙勲602人及び秋の褒章62人です。

伝達式終了後、受章者及び配偶者は皇居において、天皇陛下に拝謁し、お言葉を賜りました。

なお、消防関係者の勲章別受章者数は次のとおりです。

## 平成19年秋の叙勲

瑞宝小綬章	11人
旭日双光章	3人
瑞宝双光章	96人
瑞宝単光章	344人

## 第9回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章	157人
瑞宝単光章	445人

## 平成19年秋の褒章

紅綬	6人
黄綬	4人
藍綬	52人



叙勲伝達式において代表受領される千脇勤氏



危険業務従事者叙勲伝達式において代表受領される羽根幸郎氏



褒章伝達式において代表受領される藤田貞武氏

## 平成19年度緊急消防援助隊ブロック訓練の実施状況（北海道・東北ブロック、関東ブロック）

### 応急対策室

先月号に引き続き、今月号では平成19年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練のうち、北海道・東北ブロック及び関東ブロックの訓練実施状況を各実行委員から紹介します。関東ブロック合同訓練では、荒木慶司消防庁長官が野営訓練の激励巡視や実動訓練の査閲を行いました。

## 平成19年度緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練について

### 一関市消防本部

平成19年度緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練を、「岩手県南部の一関市街地を震源とする直下型地震が発生し、甚大な被害が発生した」との想定で実施しました。

#### 1. 実施日

平成19年10月18日（木）、19日（金）

#### 2. 実施場所

岩手県一関市狐禅寺字石ノ瀬  
一関市総合体育館及びその周辺

#### 3. 参加機関・協力機関

消防庁、北海道・東北ブロック緊急消防援助隊登録69消防本部、岩手県、一関市、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、自衛隊東北方面隊、岩手県警察本部、日本赤十字社岩手県支部、社団法人一関市医師会、DMA T（磐井病院、大船渡病院）、航空隊6隊、合計79機関、参加人員547人

#### 4. 実施内容

第1日目 10月18日（木）

①情報収集訓練、②情報電送訓練、③情報伝達訓練、④部隊参集訓練、⑤図上訓練、⑥野営訓練、⑦夜間訓練

第2日目 10月19日（金）

①情報収集訓練、②情報電送訓練、③応援部隊指揮訓練、④部隊運用訓練（特殊（BC）災害救出救護訓練、現地救護所設置運用訓練、座屈ビル救出救護訓練、倒壊物下敷き車両救出救護訓練、高層建築物救出救護訓練、多重衝突事故救出救護訓練、高速道路崩壊事故救出救護訓練、列車転覆事故救出救護訓練、倒壊建物救出救護訓練、土砂崩れ災害救出救護訓練、遠距離送水・延焼



阻止線設定訓練)

#### 5. 主な訓練内容

##### (1) 情報伝達訓練

岩手県緊急消防援助隊受援計画等に基づく情報伝達を行い、伝達時間等の検証を実施するなど参集状況の確認を行いました。

##### (2) 図上訓練

一関市災害対策本部及び岩手県庁に緊急消防援助隊調整本部及び緊急消防援助隊指揮支援本部を設置したとの想定で、動態情報システム等を活用しながら各本部間と連携した運用訓練を行いました。

##### (3) 部隊運用訓練

部隊運用訓練では、他道県隊との合同活動を中心に、連携が必要となる緊急消防援助隊として、より実戦的な訓練が実施されました。また、本年度、消防庁から配備された札幌市消防局の「大型プロアーカー」及び「ウォーターカッター車」による訓練を行いました。

さらに、岩手県立病院に組織されているDMA T（災害派遣医療チーム）が、救急隊及び救助隊とともに救出救護活動等を行いました。

#### 6. おわりに

天候にも恵まれ、緊急消防援助隊調整本部等の設置運用訓練をはじめ部隊運用訓練を実施し、大規模災害時における応





援・受援の計画及び関係機関との連携について検証することができ、意義のある訓練となりました。

訓練の実施にあたり、ご指導、ご協力いただきました北海

道及び東北各県、参加各消防機関、各協力機関の皆様に深く感謝申し上げます。

## 平成19年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練について

### 群馬県消防防災課

平成19年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を、群馬県前橋市において実施しました。

#### 1. 実施日

平成19年10月20日(土)、21日(日)

#### 2. 実施場所

(1) 調整本部運営訓練会場

群馬県消防防災課災害対策室

(2) 参集訓練・野営訓練・総合訓練会場

サンデン株式会社 赤城事業所

#### 3. 参加機関

消防庁、関東ブロック緊急消防援助隊登録74消防本部及び各航空部隊 計194隊、陸上自衛隊第12旅団、群馬県警察本部、日本赤十字社群馬県支部、前橋市医師会、群馬大学医学部附属病院

#### 4. 実施内容

##### 第1日目 10月20日(土)

調整本部運営訓練、参集訓練、事前調整、情報伝達訓練、消防庁長官夜間激励巡視、給食支援訓練、各都県作戦会議、野営訓練

##### 第2日目 10月21日(日)

総合訓練(災害情報収集・伝達訓練、調整本部運営訓練、集団救急対応訓練、多重衝突事故救出訓練、土砂災害救出訓練、医療チーム・医療物資・活動隊員等搬送訓練、座屈倒壊建物救出訓練、重度傷病者搬送訓練、噴火災害対応訓練、NBC災害対応訓練、中高層建物救出訓練、中高層建物火災対応訓練、遠距離送水延焼阻止訓練、林野火災空中消火訓練)



#### 5. 主な訓練内容

(1) 調整本部運営訓練(県庁)

調整本部設置運営に係る図上訓練で、群馬県庁内に設置した調整本部において、ロールプレイング方式により消防庁派遣職員、指揮支援部隊長、被災地消防本部からなる構成員が、派遣部隊との通信連絡調整や部隊配置などを行いました。

(2) 総合訓練(サンデン株式会社 赤城事業所)

大規模地震による様々な被害を想定し、消防隊相互間及び他機関との連携訓練を行い、広域緊急体制を再確認するとともに、群馬県における緊急消防援助隊受援計画の総合的な検証を行いました。

今回の訓練は、災害情報収集・伝達訓練や集団救急対応訓練、医療チーム・医療物資・活動隊員等搬送訓練、噴火災害対応訓練において陸上自衛隊ほか訓練参加機関の協力の下、これらの協力機関と消防隊との連携による訓練を行うとともに



に、多重衝突事故救出訓練や噴火災害対応訓練等では特殊装備部隊(大型プロアー車及びウォーターカッター車)や特殊災害部隊(耐熱救助車)も出動するなど精度の高い訓練を行うことができました。

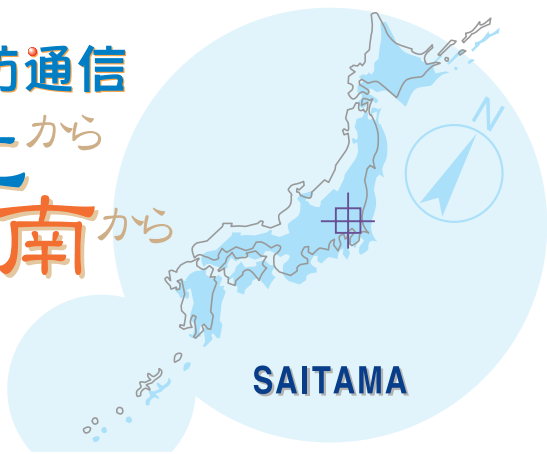
なお、訓練の状況については、財団法人自治体衛星通信機構の地域衛星通信ネットワークにより、全国にリアルタイムで放映しました。

6. おわりに

群馬県では初の開催となる緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練でしたが、群馬県における災害発生時の緊急消防援助隊応援、受援体制について総合的な検証を行うことができ、大きな成果が得られたものと考えています。

この度の合同訓練に際し、陸上自衛隊をはじめ、関東ブロック各都県、群馬県警察本部、日本赤十字社、前橋市医師会、群馬大学医学部附属病院、各訓練参加消防本部のご協力、ご支援に対し、深く感謝を申し上げまして、お礼とさせていただきます。





SAITAMA



埼玉県 上尾市消防本部  
消防長 小峯 義雄

### あなたにげんきをおくるまちあげお

上尾市は、首都東京から35kmの距離にあり、埼玉県の南東部に位置しています。昭和30年に3町3村が合併して上尾町になり、3年後の昭和33年の市制施行で上尾市が誕生しました。当時、人口は約3万7,000人でしたが、地理的条件の良さに国の高度経済成長政策も加わり、昭和45年の国勢調査では人口増加率102.3%と、市としては全国一の伸び率を記録するなど、田園都市から工業都市、そして住宅都市へと変ぼうしました。そして、平成20年には市制施行50周年を迎えます。「あなたにげんきをおくるまちあげお」をスローガンに、市の将来都市像である「みんなでつくるいきいき都市あげお」を目指し、首都圏の一翼を担う中核都市として発展を続けています。



上尾市イメージマーク  
「アップイー」

### 消防体制

昭和40年4月1日に職員18人をもって発足した当消防本部は、平成19年11月1日現在、人口22万5,210人、世帯数8万8,511、総面積45.55km<sup>2</sup>を管轄し、1本部1署5分署、職員258人の体制で、市民の安心・安全の確保に努めています。

また、緊急消防援助隊として、平成16年7月に発生した「新潟・福島豪雨」では消火部隊と救急部隊が出動し、泥水の中、多くの住民を冠水した住宅から救命ボートを使って救出しました。さらに、平成16年10月に発生した「新潟県中越地震」では救急部隊が出動し、余震が続き交通事情の極めて危険な中、多くの傷病者を搬送するなど、各地で発生する大規模災害にも対応しています。

### 積極的なP A連携出動

平成18年中の救急出動件数は、7,678件となっており前年と比較すると31件減少しました。

しかしながら、依然として飽和状態にある救急出動に対して、積極的にポンプ隊と救急隊によるP A連携出動を行っています。平成18年中のP A連携出動は、1,293件と実に救急出動件数の16.8%に達し、積極的に市民サービスの向上に取り組んでいます。

### 住宅用火災警報器の設置・普及への取組

全国の消防本部共通の課題である住宅用火災警報器の設置・普及については、平成20年6月1日に既存住宅の設置適用日を迎える本市においても喫緊の課題です。

一般住宅については、各事務区長会などで直接説明をするとともに、市内全戸に対して地区の回覧で設置義務化をお知

らせするなど、あらゆる機会を捉えて、広報・啓発活動を行っています。

また、消防署で実施する定期査察の対象を自動火災報知設備の設置されていない共同住宅とし、必要な防火安全指導を行うとともに、住宅用火災警報器の設置状況を関係者に直接確認するなどの積極的な対策を講じています。

### 市民のニーズに応える西消防署の開署



西消防署複合施設

平成20年1月1日には、JR高崎線を境とした西側に西消防署を開署し、2署体制となる大きな転機を迎えました。特色としては、消防署、市役所支所、図書館分館の3つの機能を備えた、より市民に身近な消防署となっています。また、新たに救助工作車を配備して救助隊を増隊し、救助体制の強化を図るとともに、「自分の身を自分で守ることのできる地域づくり」のため、三次元の揺れを体験できる地震体験コーナーをはじめ、防災展示コーナーなど市民が防災学習できる場所を併設しています。さらに、太陽光発電設備の導入、オール電化、雨水のトイレ排水利用、屋上緑化などの地球環境への配慮と玄関ホールのバリアフリー、オストメイト対応の多目的トイレの設置など、まさしく人と地球にやさしい施設となっています。



西消防署救助工作車

### おわりに

今後は、2署体制により一層強化された消防力を十分に活かして、引き続き22万5千市民の生命、身体及び財産を各種災害から守っていくことはもとより、安心・安全なまちづくりにも全力を傾注し、すべての市民が「上尾市に住んで良かった」と心から思えるよう職員一丸となって努力してまいります。



## 女性消防団員が保育所を訪問

### 三郷市消防団

三郷市消防団女性消防団員は去る11月13日、幼児の防火意識を高め、火遊びによる出火件数の減少を目的として、市内の保育所への防火訪問を行いました。幼児たちを前に団員が腹話術人形を使って、「親が留守中に子供だけの料理編」、「公園での火遊び編」の2種類の寸劇やハンドベルの演奏を実施しました。劇中、団員からの問いかけに、幼児たちは「だめだよ!」などと大きな声で応えていました。最後に全員で元気良く「火遊びは絶対にしません。」と約束してくれました。



ハンドベルの演奏を行う女性消防団員

## 新潟市救急ステーション(救急ワークステーション)を開設

### 新潟市消防局

新潟市消防局は去る11月1日、新しく建設された新潟市民病院救命救急センターに隣接して「新潟市救急ステーション」を開設しました。この救急ステーションでは、新潟市民病院との協働の下、医師と救急救命士が共に救急現場に向かい、速やかな救急救命処置を施すことができる「高度救急隊」(ドクターカー)の運用を開始するほか、救急救命士等の生涯研修の場、応急手当普及啓発活動の拠点など、市民生活の安心・安全のより所としての役割を果たすことが期待されています。



新潟市救急ステーション(救急ワークステーション)

## 消防通信

## 望

## 楼

## ぼうろう

## 「副都心夢人検定」を実施

### 浜松市消防本部

浜松市消防本部浜北消防署は平成19年11月20日から平成20年1月20日まで、浜北区民及び市全職員を対象に、「副都心夢人検定」を実施しています。この検定は、住宅用火災警報器の設置義務化の認知度を高めることを目的とし、一問一答方式で行うことで設置の注意事項や設置箇所等について再認識してもらうことができました。検定では、住宅用火災警報器、防災、浜松市消防本部及び浜北区に関する問題を20問出題し、全問正解者の中から抽選で、防災グッズ等をプレゼントしました。



検定を受ける浜松市立北浜中学校の生徒たち

## 消防ふれあい広場を開催

### 知多中部広域事務組合消防本部

知多中部広域事務組合消防本部は去る11月10日・11日、17日・18日に「消防ふれあい広場」を開催しました。この消防ふれあい広場は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、住民とのふれあいの中で防火思想を普及し、火災の発生防止や火災による被害の軽減を図ることを目的として実施しています。17日の消防ふれあい広場では、消防自動車、救急自動車の展示のほか、長根幼稚園幼年消防クラブ員350人がはしご乗りや鼓笛演奏を披露し、来場者に対して広く火災予防を訴えました。



鼓笛演奏を披露する幼年消防クラブ員

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】

## 危機管理・防災教育科トップマネジメントコース (第5回・第6回)

大規模災害発生時等における地方公共団体の首長や幹部職員の災害対応能力の向上を目的として、危機管理・防災教育科トップマネジメントコースを本年度は8月と11月の2回、東京都千代田区のスクワール麹町において開講しました。

東京経済大学の吉井博明教授による講義「自然災害に対する危機管理－過去問から学ぶ－」では、昨年3月に発生した能登半島地震、7月に発生した新潟県中越沖地震等の過去の災害時に実際に被災地で得た経験をもとに、示唆に富んだ教訓と今後の対応策等を包括的かつ具体的に教授されました。

また、「状況予測型図上訓練」では、Blog「防災・危機管理トレーニング」の主宰であり、消防大学校の客員

教授でもある日野宗門教授の指導により、発災時の危機管理体制を組み立てる演習を実施しました。訓練の事後評価・検証では、前芦屋市長で弁護士の北村春江氏や消防庁及び先進的な地方自治体の防災・危機管理担当者も加わり、災害対応と行政対応の両面から、参加者全員一丸となった実質的な評価・検証がなされました。

参加者からは、「配付資料が充実しており、綿密に読み込むことで実践に役立ちそう。」や「イメージトレーニングの重要性を再認識した。」などの積極的な感想が寄せられました。

受講者たちは、このトップマネジメントコースで得た知識や経験をもとに、地方公共団体における総合的な危機管理体制の充実強化に向け、決意を新たにしました。



三宅義彦消防大学校長の開講あいさつ



吉井博明教授「自然災害に対する危機管理－過去問から学ぶ－」



日野宗門教授「図上訓練の事後評価・検証」



日野宗門教授「状況予測型図上訓練」

## 消防団長科 (第52期)

消防団長科第52期は、昨年の11月13日から11月21日まで実施されました。

今年度の教育内容は、消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させるため、荒木慶司消防庁長官の講話、三宅義彦消防大学校長の講話、消防実務管理を始め、消防庁における一日研修では、国民保護行政、消防団運営及び応急対策行政を学び、さらに消防庁消防防災・危機管理センターの見学も実施しました。

一方、年々減少傾向にある消防団員の確保や女性消防団活動について、消防大学校客員教授であり東京都赤羽消防団の小澤浩子分団長や財団法人日本消防協会の秋本敏文理事長に講義いただくなど、現在の消防団が抱えている様々な問題点にスポットを当てた講義カリキュラムが組まれました。

また、学生がそれぞれの所属で抱える問題点を持ち寄



通常点検



授業風景



指揮シミュレーション訓練



視察研修

り、グループでその内容を検討し、発表する課題・事例討議やマルチメディア教室での指揮シミュレーション訓練など、学生参加型の授業も行いました。

視察研修では、東京消防庁第8消防方面本部及び装備部航空隊を訪問し、最先端の車両や資機材を見学し、実際に触れることができました。

消防大学校において習得した知識・技術をそれぞれの消防団に持ち帰り、更なる活躍をされるよう期待しています。

## 消防大学校成績優秀者 (学生番号順)

科名 (期)	氏名	所属消防本部 (都道府県)
救急科 (第68期) 8月22日～11月7日 29人	小山 光晴	田原市消防本部 (愛知県)
	原田 尚二	広島県消防学校 (広島県)
	又吉 充	うるま市消防本部 (沖縄県)

# 住宅の耐震化と家具の転倒防止について

防災課

地震はいつどこで起きるかわかりません。6,000人を超える死者を出した阪神・淡路大震災では、死者の約8割が建物の倒壊によるものであったと言われています。また、平成16年の新潟県中越地震など、最近発生した主な地震における負傷原因の3割～5割は、家具の転倒に起因するものであり、さらに、家具の転倒・落下は、その散乱等により、安全な避難経路が確保できず、避難の遅れにもつながるものとされています。

このような被害を少しでも軽減するためには、住宅の耐震化や家具の転倒防止などが極めて重要であり、日ごろから一人ひとりが地震に対する備えの意識を持つことが必要です。

## <住宅の耐震化について>

### ○自宅の建築年月の確認

昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物については、改正後の建築基準法が適用されており、基本的に耐震性に問題はないと考えて構いません。

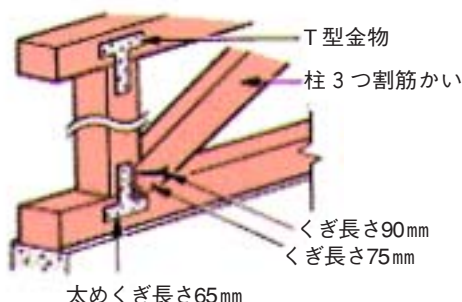
### ○耐震診断の相談

自宅が昭和56年5月以前の建築であった場合、まずは、自宅の建築確認を受けた役所の窓口で相談するのが良いでしょう。耐震診断に関する補助制度を設けている自治体や無料で診断士を派遣してくれる自治体などもあり、これらの制度をうまく活用すると良いでしょう。また、行政以外では、地域の建築士会で相談を行っている場合もあります。

### ○耐震補強の実施

耐震診断の結果、耐震性がないと判断された場合は、補強を行う必要があります。壁の筋かい等を追加したり、梁と柱の間を金具で補強したり、基礎を鋼材で補強する等、様々な方法がありますので、建築士や工務店とよく相談することが必要です。この場合も、工事費用の一部について自治体が補助制度を設けている場合がありますので、施工前に自治体の窓口で制度の確認を行うことをおすすめします。

耐震補強の一例



## <家具の転倒防止について>

### ○家具配置等の工夫

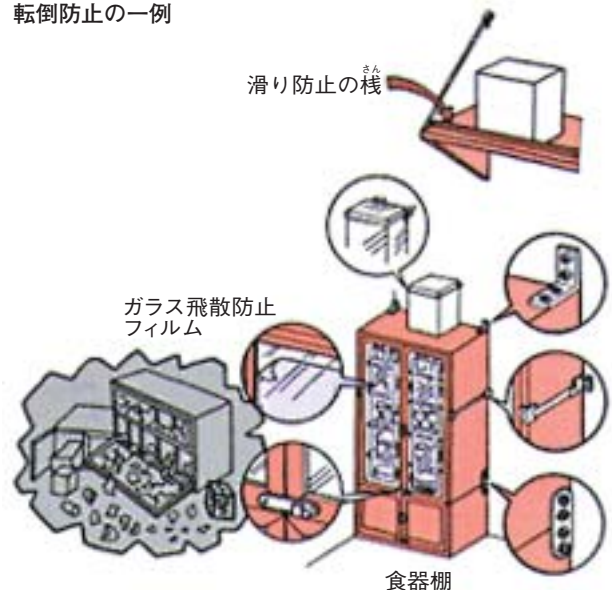
まずは、転倒被害を受けにくい家具の配置について工夫してみてください。例えば、家具の配置と就寝の位置については、壁を背にした家具は前方に倒れてきますから、就寝位置は、家具の高さ分だけ離れるか、家具の脇とした方が安全です。

また、家具が倒れても出入口が塞がれないように、家具は出入口付近に置かない、あるいは万が一倒れても通り抜けられる空間を残せる位置に置くなど、部屋の状況にあわせて工夫してみてください。

### ○具体的な転倒防止対策

配置の工夫だけではやはり限界があります。タンスや本棚などをL字金具や支え棒などで固定したり、食器棚に扉が開かないための金具を取り付けたり、又は冷蔵庫を転倒防止用ベルトで固定するなど、具体的な転倒防止策を講じることが必要です。これらの器具については、家電メーカー・家具メーカーやその取扱店に問い合わせるか、ホームセンター等で販売されているものを活用しても良いでしょう。

転倒防止の一例



住宅の耐震化や家具の転倒防止は、確かにコストを要しますが、既存の制度を活用することなどにより、通常より安価に対応できる場合もあります。ちょっとした意識の違いによって、大きな被害を避けられることがあります。まずは手軽にできることから始めてみてはいかがでしょうか。

# e-カレッジによる 防災・危機管理教育のお知らせ

防災課

「防災・危機管理 e-カレッジ」は、その名前のとおり、防災の知識や災害時の危機管理について、いつでも、誰でも、無料で学習できるインターネット上のサイトです。防災業務に携わる方だけでなく、広く住民の皆様にも災害への認識や必要な知識、技術を習得できるよう様々な内容から構成されています。

ぜひ一度、“http://www.e-college.fdma.go.jp” にアクセスしてみてください。

## e-カレッジコンテンツ

### 【共通】

- 学校案内
- 師範室  
(e-カレッジ師範の方々からのメッセージ)
- 消防庁資料室
- 投稿・交流の場

### 【一般の方向け】

- 大地震を3日間生き延びる
- 風水害から身を守る
- 基礎を学ぶ

### 【防災機関の方向け】

- 大地震に備えた責務
- 風水害の教訓と対応
- 地方公務員の方へ
- 消防団員の方へ
- 消防職員の方へ

### 【より知識を深めたい方向け】

- 深く学ぶ

### 【英語圏の方向け】

- Disasters : A Safety Guide

### 【子ども向け】

- こどもぼうさいe-ランド

The screenshot displays the homepage of the 'e-College' website. At the top, there is a header with the site's name and a search bar. Below the header is a 'コンテンツメニュー' (Content Menu) section with a list of links categorized by user type. To the right of the menu is a large blue banner with the text 'e-カレッジへようこそ!' (Welcome to e-College!) and a 'Click' button. Below the banner are several content tiles, each with a specific target audience and a call to action: '一般の方へ!' (For General Users), '消防庁資料室' (Fire Agency Resource Room), 'ようちえん・小学生のみんなへ!' (For Preschool and Elementary School Children), 'FOR FOREIGNERS' (FOR FOREIGNERS), '地方公務員の方へ' (For Local Government Employees), '消防団員の方へ' (For Fire Volunteers), and '消防職員の方へ' (For Firefighters). Each tile includes a small image and text indicating that the content is specifically tailored for that group.



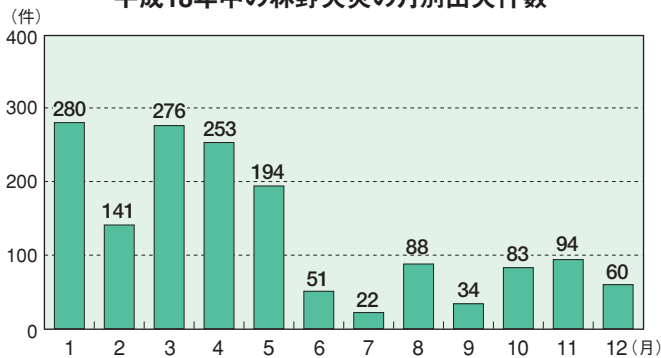
# 林野火災を防ごう！～全国山火事予防運動～

## 特殊災害室

### 1. 林野火災の発生状況及び注意点

国内で発生する林野火災は、例年春先に多く発生しています。平成18年も、3月から5月までの間に723件の火災が集中して発生しており、年間の45.9%を占めています。この時期に林野火災が多いのは、枯葉が地上に積もり、下草が枯れている上、降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど林野火災が発生しやすい気象条件が重なっていることと、春先になると火入れが行われたり、山菜採りや森林レクリエーションなどにより入山者が増えることによるものと考えられます。

平成18年中の林野火災の月別出火件数



平成18年中の林野火災の発生状況をみると出火件数は、1,576件（前年2,215件）、焼損面積は829ha（同1,116ha）、損害額は1億3,421万円（同8億6,816万円）、死者は14人（同11人）となっています。

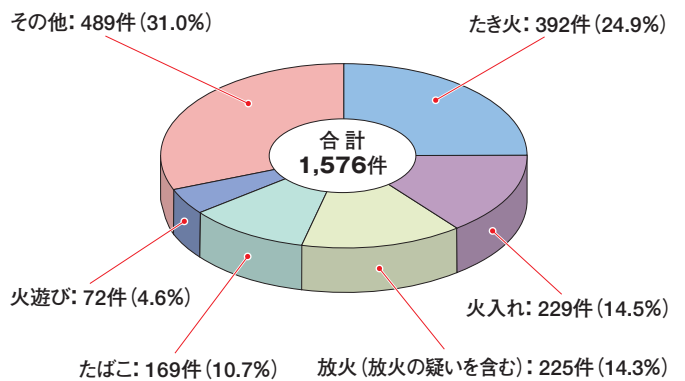
出火原因としては、「たき火」によるものが392件で全体の約25%を占め最も多く、次いで「火入れ」、「放火（放火の疑いを含む）」、「たばこ」の順となっており、「火遊び」を入れた人的出火による火災の割合は、全体の約70%を占めています。

失火による林野火災を未然に防ぐため、次のような点に注意するよう心がけましょう。

#### 【失火防止のための注意点】

- ・ 枯れ草などのある、火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- ・ 喫煙は、指定された場所で行い、吸いながらは確実に消すとともに、投げ捨てないこと
- ・ バーベキューなど火を使用する場合には、指定された場所で行い、その場を離れる時には完全に火を消すこと
- ・ 各自のゴミは、指定された場所に捨てるか持ち帰るなどマナーの向上に努めること
- ・ 火気を使用する場合は、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに、消火用の水などを必ず用意すること
- ・ 強風注意報や乾燥注意報などが発令されている場合は、火気の使用は控えること

平成18年中の林野火災の出火原因別件数



### 2. 全国山火事予防運動（3月1日～3月7日）

消防庁では、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的として、林野庁と共同で春期全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを「全国山火事予防運動」の実施期間と定め、次のような活動を通じて、山火事予防を呼びかけています。

#### 【全国山火事予防運動期間中における主な活動】

- ・ 全国の消防関係機関において林野火災の予防対策と警戒を強化
- ・ 入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした啓発活動
- ・ 駅や市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗やポスターの掲示
- ・ 報道機関を通じた山火事予防思想の普及啓発
- ・ 消防訓練及び防火研修会の開催、婦人防火クラブの広報活動など

### 3. おわりに

森林は、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を吸収し、生命に必要な酸素を供給する貴重な資源であり、一度焼失してしまうと、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。

林野火災の大部分は、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。貴重な人命や財産を火災から守るため、林野での火気の取扱いには十分気を付けましょう。

#### 平成20年 山火事予防の標語

「山火事は 地球の未来も 燃やします」

## 第16回全国救急隊員シンポジウム 第3回全国メディカルコントロール協議会連絡会の開催について

救急企画室

来たる平成20年1月24日(木)と25日(金)の2日間、静岡市消防防災局、財団法人救急振興財団の主催で、救急隊員を対象に救急業務に関する研究発表や最新の医学知識等を学ぶ場を設け、我が国の救急業務の充実と発展に資することを目的に「第16回全国救急隊員シンポジウム」を開催します。

また、引続き同会場において、メディカルコントロール協議会の質を全国的に底上げすることや全国的なメディカルコントロール体制の充実強化を目的として、全国の関係者に対し、情報提供と議論の場を設けるため「第3回全国メディカルコントロール協議会連絡会」を開催します。

### 【開催概要】

#### ○「第16回全国救急隊員シンポジウム」

1. 日 時 平成20年1月24日(木)、25日(金)の2日間
2. 場 所 「グランシップ」 静岡市駿河区池田79-4
3. 対象者
  - (1) 全国の消防職員(救急隊員及び関係職員)
  - (2) 都道府県及び消防学校の職員
  - (3) その他医療関係者

#### 4. メインテーマ

「ひと・愛」みんなの力を一つに  
～救命のリレー 今静岡から～

#### ○「第3回全国メディカルコントロール協議会連絡会」

1. 日 時 平成20年1月25日(金)14時00分から17時00分まで
2. 場 所 前記同会場
3. 対象者 メディカルコントロール関係者
4. 内容(案)
  - ・メディカルコントロール協議会等の法的な位置付けについて
  - ・広域搬送等を踏まえたメディカルコントロール体制について
  - ・その他

### 問い合わせ先

総務省消防庁消防・救急課救急企画室 佐藤(幸)  
電 話：03(5253)7529  
FAX：03(5253)7539  
E-mail：y4.satou@soumu.go.jp

## 11月の主な通知

発番号	日 付	あて先	発信者	標 題
消防予第364号 消防危第248号	平成19年11月 1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	ニチアス(株)製繊維混入けい酸カルシウム板を用いた軒裏・間仕切壁の準耐火性能試験等における不正受験に関する対応について
消防予第368号 消防危第251号	平成19年11月 6日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	東洋ゴム工業(株)製硬質ウレタン製両面金属材料断熱パネルの不燃性能試験等における不正受験に関する対応について
消防予第369号	平成19年11月 8日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・指定都市消防長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器における不具合の発生及び交換について
消防消第181号 消防参第172号	平成19年11月21日	各都道府県消防防災主管部長 (消防学校設置市)消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁国民保護・防災部参事官	高度救助隊及び特別高度救助隊の隊員の教育について
消防情第241号	平成19年11月22日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	建物建築費指数について
消防技第 74号	平成19年11月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防技術政策室長	消防防災科学技術研究推進制度の積極的な活用について

## 消防庁人事

平成19年12月1日付

氏 名	新	旧
小板橋 敏 美	消防・救急課救急企画室救急企画係長	消防・救急課救急企画室救急推進係長
島 田 智 弘	消防・救急課救急企画室救急推進係長	さいたま市消防局浦和消防署木崎出張所救急第2係長